

## 社会福祉法人真澄会 役員等の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真澄会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (報酬)

第3条 役員の報酬は、勤務実態に応じて支給することとし、役員がその地位にあることをもっては支給しない。

2 理事長及び業務執行理事の報酬額は、別表1に定めるとおりとする。

### (費用弁償)

第4条 理事、監事及び評議員の費用弁償、会議旅費は、別表1に定めるとおりとする。

2 理事長及び業務執行理事には、会議旅費を支払わないものとする。

### (兼務理事)

第5条 法人の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

### (公表)

第6条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

### (規程の変更)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### 附則

この規程は、平成29年6月21日より施行する。

2. 平成14年8月9日制定の社会福祉法人真澄会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、この規程の実施をもって廃止する。

別表 1

1 理事長報酬

理事長	月 額 450,000円
-----	--------------

2 役員等の費用弁償

鉄道・船賃 航空賃	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
現に支払った 旅客運賃表による	37円	2,200円	13,000円	2,200円

3 会議旅費

理事会、評議委員会等旅費	1回につき5,158円
--------------	-------------